２０２６年１１月２６日

裁　定　書

控訴人　武　田　敏　明　殿

一般社団法人日本自動車連盟
モータースポーツ審査委員会
委員長　曽　木　徹　也
委員　木　下　美　明
委員　佐久間　　豊
委員　九　石　拓　也
委員　鈴　木　洋　洲

主　文

本件控訴を棄却する。
控訴料は没収する。

理　由

１　事案の概要

２０２６年１１月７日、栃木県芳賀郡茂木町で開催された「2026 AUTOBACS SUPER GT Round3」において、競技会審査委員会は、控訴人に対して、控訴人をエントラントとする１４号車について、決勝後の車両検査において、スキッドブロック規定違反（2026 AUTOBACS SUPER GT シリーズの運営を主管する株式会社 GT アソシエイション（以下「GTA」という。）が定めた 2026 SGT GT500 Technical regulation 3.22.4A の違反）があったとして、失格とする裁定を行った（以下「本件裁定」という。）。

控訴人はこれを不服として本件控訴を行った。

２　審査の経過及び判断の理由

（１）当審査委員会は、委員会を開催し、大会審査委員長・水野雅男氏、同技術委員長・森谷昌平氏、GTA・沢目拓氏、同・青木駿梧氏、同テクニカルデリゲート・小西教志氏、モビリティリゾートもてぎ・飯田哲也氏、控訴人・武田敏明氏、同帯同者・山村豊氏及び同帯同者・吉田麻美氏を審問する等して慎重に審理した。

（２）これらの審査の結果、当審査委員会は、次のとおり判断した。

ア　決勝後に実施した車両検査において、１４号車のフロントのスキッドブロックの測定範囲の前端左右の２箇所の測定箇所の厚みがいずれも 5mm 未満であったこと、当該２箇所の測定箇所の距離が 50mm 以上離れていることは、争いがない。

イ　2026 SGT GT500 Technical regulation 3.22.4A は、スキッドブロックの最小厚さを 5mm とし、次のとおり規定する。

「The mandatory minimum dimension is not respected if an incorrect value(non-compliance with the mandatory minimum height)is measured at two or

more measuring points having a minimum distance of 50 mm from each other.」（GTA による和訳：互いに 50mm 以上離れた 2 か所以上の測定点で不正な値（義務の最小厚さを満たしていない値）が測定された場合、義務の最小厚さを満たしていないものとみなされる。）（以下「本件規定」という。）。

ウ　本件規定につき、GTA は、「最小厚さに満たない値が、互いに 50mm 以上離れた 2 箇所以上で測定された場合、厚さ不足とみなされる」と解釈し、それに基づき車両検査を実施しているところ、かかる解釈は本件規定の文言、趣旨に照らし、正当なものと認められる。

そして、上記アのとおり、１４号車においては、5mm に満たない値が 50mm 以上離れた 2 箇所で測定されているところ、これにより１４号車を本件規定の違反により失格とした大会審査委員会の本件裁定は正当なものと認められる。

エ　この点、控訴人は、5 mm を下回った地点が確認された場合、その地点を中心として 50mm 以上離れた周囲を追加測定し、その周囲の 2 つ以上の地点でも 5mm を下回っているかを確認することで、局所的な傷や摩耗ではなく、一定範囲に及ぶ摩耗であることを確認すべきであるとするが、本件規定はその文言から控訴人が主張するような計測方法を定めたものとは解されない。また、控訴人は、２０２５年の Round5 鈴鹿大会において、控訴人の主張する解釈に基づき運用されて合格となったとするが、当時の記録等によれば、同大会では、控訴人をエントラントとする車両について、決勝後に実施した車両検査で測定範囲内の複数の箇所を計測した結果、いずれも 5mm 以上の厚さであり、失格でないことは明らかであるからこの点も理由がない。

３　結論

よって、本件控訴は理由がないから棄却するものとし、主文のとおり裁定する。

なお、本件控訴は、控訴人がレギュレーションを誤って解釈したことに起因するものであるが、かかる誤解が生ずることのないよう、より一層レース関係者各位が相互の意思疎通を図ることが望まれる。

以上